

「高度人材インターンシップ受入支援費補助金 Q A 集」

	質問項目	回答
Q 1	宿泊場所はどのような施設が対象となりますか。	①補助事業者が契約した、家具及び家電等が備え付けられている、短期の定期借家契約により使用させる施設（マンション等） ②補助事業者が所有又は借り上げている社宅又は寮で、家具及び家電等が備え付けられている施設 となります。それ以外の施設を検討している場合は事前にご相談ください。
Q 2	宿泊場所には家具や家電など生活できる環境の整備は必要ですか。	家具、家電などの備え付けが無い施設の場合、企業負担により環境整備が必要です。
Q 3	宿泊場所は都外でも可能ですか。	インターン実施場所から著しく遠方となるなど、インターンの実施に支障が生じなければ可能です。
Q 4	滞在費は日ごとに支給金額を変更することは可能ですか。	不可です。
Q 5	滞在費を支給する場合、どのような手段がありますか。	現金による授受が考えられます。
Q 6	補助対象期間は具体的にいつからいつまでですか。	令和 8 年10月13日（火）から12月11日（金）までです。 なお、10月13日～16日、12月10日～11日の計 4 泊については、東京都がインターンシップ生に対し宿泊場所を提供しますので、宿泊場所の提供に関する補助については補助対象外です。
Q 7	インターン生が体調不良等でインターンを欠席した場合、滞在費は補助されますか。	体調不良等で欠席した場合でも、受入企業が滞在費の支給を行った場合、補助されます。
Q 8	実績報告時に提出が必要な書類は。	①実績報告書 ②高度人材インターンシップに係る受入報告書 ③宿泊場所を提供したことが分かる書類 ④滞在費をインターン生に支給したことが分かる書類
Q 9	インターン生がやむをえない事情等で事業実施期間中に帰国した場合、補助金は支給されますか。	インターン生が帰国する日までの実施分について支給します。その日までの実績報告書を提出してください。

Q 1 0	宿泊場所の「家具や家電等」の範囲は。	以下のとおりとします。 ○家具 寝具（ベッド、敷き布団、かけ布団、枕など）、ソファまたは椅子、テーブルまたはデスク、クローゼットまたは衣料用の棚、カーテン、照明器具 ○家電 コンロ（IH又はガス）、冷蔵庫、エアコン、電子レンジ、電気ポット、洗濯機、掃除機（掃除用具があれば代用可） ○その他備品 調理器具一式（フライパン、鍋、まな板、包丁など）、食器一式（コップ、皿、フォーク、スプーン、ナイフ、箸など）、洗濯物干し ※1 光熱水費は、企業負担とします。Wi-Fi環境はインターン生の希望に応じて整備し、企業負担とします。 ※2 実績報告時の提出書類である参考様式1別紙「宿泊場所の概要が分かる資料」の⑦備品一覧を確認の上、「家具・家電などが備え付けられている（備え付けた）ことを確認しました」のチェックボックスにチェックを入れてください。写真や見積書等の提出は不要です。
-------	---------------------------	--